

第5期 愛媛県分別収集促進計画の概要

- 1 計画策定の意義
容器包装廃棄物の分別収集促進により、適正処理・有効利用の確保を図り、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与するために策定
- 2 基本的方向
循環型の経済社会システムの構築を目指し、容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集と再商品化の促進・再商品化して得られた物の積極的利用を推進
- 3 計画期間
平成20～24年度（3年ごとに5ヵ年計画を策定）
- 4 市町の分別収集計画策定状況【計画最終年度における分別収集実施市町数】
 - (1) 特定分別基準適合物（指定法人ルートでの再商品化が可能な7品目）
 - ・ガラス製容器【3種】【17】 ・PETボトル【19】 ・その他紙製容器包装【8】
 - ・その他プラスチック製容器包装【11】 ・白色トレイ【9】
 - (2) 法第2条6項物（既存のリサイクルルートで再商品化する4品目）
 - ・鋼製容器包装【20】 ・アルミ製容器包装【20】 ・段ボール【20】
 - ・飲料用紙製容器包装【17】
- 5 特定分別基準適合物の量（t）

・無色ガラス容器	H20：3,083	H24：3,351
・茶色 "	3,525	3,736
・その他 "	1,109	1,161
・PETボトル	2,445	2,631
・その他紙製容器包装	325	2,122
・その他プラスチック製容器包装	8,327	12,616
・白色トレイ	64	126
- 6 2条6項物の量（t）

・鋼製容器包装	H20：3,742	H24：3,582
・アルミ製容器包装	1,418	1,386
・段ボール	8,204	8,872
・飲料用紙製容器包装	185	285
- 7 知識の普及等に関する事項
「第二次えひめ循環型社会推進計画」等の関連計画を踏まえ、次のとおり取り組む
 - (1) 排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及（4施策）
 - ・子どもを対象とした普及・啓発活動の実施
 - ・消費者の意識・行動の転換誘導
 - ・「えひめの循環型社会づくり」ホームページの充実
 - ・「地球温暖化防止フェスティバル（ゼロエミ・フェスタ）」の開催
 - (2) 市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進（2）
 - ・「県・市町循環型社会推進連絡会議」の開催
 - ・各種情報の提供
 - (3) その他の分別収集の促進に関する事項（6）
 - ・「えひめ循環型社会推進会議」の開催
 - ・分別収集の徹底とごみ処理有料化の推進（変更）
 - ・「愛媛県資源循環優良モデル認定制度」の充実
 - ・廃棄物の発生抑制に関する技術開発の支援
 - ・県・市町における環境配慮活動の促進
 - ・市町のごみ処理広域化による分別収集の促進（追加）

第5期 市町分別収集計画策定状況

市町名	分別基準適合物別の分別収集実施年度							法第2条6項の指定物別の分別収集実施年度			
	無色の ガラス製容器	茶色の ガラス製容器	その他の ガラス製容器	PETボトル	その他 紙製容器包装	その他プラス チック製容器包 装(白色トレイ のみを除く)	その他プラの うち白色トレイ のみ	銅製 容器包装	アルミ製 容器包装	段ボール	飲料用 紙製容器
	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24	20:21:22:23:24
松山市	→	→	→	→		→		→	→	→	→
今治市	→	→	→	→				→	→	→	→
宇和島市	○→	→	○→	→	○→	→		→	→	→	→
八幡浜市	→	→	→	→	→	→		→	→	→	→
新居浜市	→	→	→	→		○→		→	→	→	→
西条市	→	→	→	→	○→	○→		→	→	→	○→
大洲市	→	→	→	→			→	→	→	→	→
伊予市	→	→	→	→	○→	○→		→	→	→	○→
四国中央市	→	→	→	→	○→	○→	○→	→	→	→	→
西予市	→	→	→	→		→		→	→	→	○→
東温市	→	→	→	→		→	→	→	→	→	→
上島町								→	→	○→	→
久万高原町	→	→	→	→	→		→	→	→	→	→
松前町	→	→	→	→		→		→	→	○→	→
砥部町	→	→	→	→	→			→	→	→	→
内子町	→	→	→	→	→		→	→	→	→	→
伊方町	→	→	→	→	○→	○→	→	→	→	→	→
松野町				→	→		→	→	→	→	→
鬼北町				→	→		→	→	→	→	→
愛南町	→	→	→	→	○→	→	○→	→	→	→	→
合 計	17:17:17:17:17	17:17:17:17:17	17:17:17:17:17	19:19:19:19:19	7:7:8:8:8	9:11:11:11:11	9:9:9:9:9	20:20:20:20:20	20:20:20:20:20	20:20:20:20:20	16:16:17:17:17

注) → : 分別収集実施年度

○ : 分別収集開始年度

分別収集実施市町数

	無色の ガラス製容器	茶色の ガラス製容器	その他の ガラス製容器	PETボトル	その他 紙製容器包装	その他プラス チック製容器包 装(白色トレイ のみを除く)	その他プラ のうち白色トレイ のみ	銅製 容器包装	アルミ製 容器包装	段ボール	飲料用 紙製容器
19年度実績	17	17	17	19	2	6	7	20	20	18	14
24年度計画	17	17	17	19	8	11	9	20	20	20	17
割合(%)	(85.0)	(85.0)	(85.0)	(95.0)	(40.0)	(55.0)	(45.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(85.0)

(参考) 全国の実施市町村数の割合(%)

	無色の ガラス製容器	茶色の ガラス製容器	その他の ガラス製容器	PETボトル	その他 紙製容器包装	その他プラス チック製容器包 装(白色トレイ のみを除く)	その他プラ のうち白色トレイ のみ	銅製 容器包装	アルミ製 容器包装	段ボール	飲料用 紙製容器
18年度実績	94.8	95.0	94.5	95.9	32.8	67.5	38.1	98.1	98.5	86.9	74.2
24年度計画	97.9	98.0	98.2	98.9	53.3	83.0	46.1	99.7	99.7	96.3	87.1

えひめ循環型社会推進計画評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 「えひめ循環型社会推進計画」(以下「計画」という。)の進捗状況の点検を行うとともに、計画の見直し等を行い、循環型社会の形成促進を図るため、えひめ循環型社会推進計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(機能)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の機能を有するものとする。

- (1) 計画の進捗状況に対する評価・助言に関すること。
- (2) 計画の主要施策の実施状況等に対する評価・助言に関すること。
- (3) 計画の改定に対する助言・勧告に関すること。
- (4) その他循環型社会の形成促進を図るため必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(解散)

第5条 委員会は、その職務を達成したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民環境部環境局廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

委員名簿(五十音順)

氏 名	職 名
委員長 稲田 善紀	愛媛大学 名誉教授
沖本 政子	日本チェーンストア協会事務局 株式会社フジ お客様サービス推進室
戒田 節子	南海放送株式会社 アナウンサー
小松 洋	松山大学人文学部 教授
立川 百恵	生活協同組合コープえひめ 顧問
守谷 和久	愛媛県中小企業同友会・環境問題部会長 有限会社えひめ環境会議所 代表取締役
吉田 啓二	NPO法人愛媛リサイクル市民の会理事長